
第1章 会計管理局の概要

1	重点事項	3
	(1) 適正な会計事務の確保	4
	(2) リスク管理を徹底した公金管理の実施	5
	(3) 新公会計制度の推進	6
2	組織と定数	7
3	予算	9

1 重点事項

会計管理局は、各局が取り組む事業の円滑な遂行を支えるべく、都政運営のインフラともいうべき会計制度について、その整備及び適正な運用の確保等を使命としており、この役割と責任を十分に果たしていかなければならない。

令和4年度においては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しつつ、次の三点を重点事項として取り組んでいく。

第一は、「**適正な会計事務の確保**」である。都民からお預かりした公金について、会計上の事故を未然に防止し、適正な会計事務を継続的に確保するため、会計実務等の指導及び直接検査や研修等を着実に実施するとともに、会計企画部門、検査指導部門及び出納審査部門が連携し、全庁における会計事務の適正な運用を図っていく。また、時代の変化に対応した新たな公金収納方法や、関係各局と連携した契約・支出関連事務のデジタル化の検討等を的確に進める。

第二は、「**リスク管理を徹底した公金管理の実施**」である。公金管理に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢の影響等を踏まえ、不透明な社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を行う。

第三は、「**新公会計制度の推進**」である。制度導入の先駆者として、引き続き他自治体への支援に取り組みつつ、新公会計制度の更なる活用促進に向け、自治体間連携の強化を図るとともに、庁内への情報発信や支援も継続していく。また、財務諸表について精度の一層の向上を図るとともに、公表資料の不断の改善を行っていく。

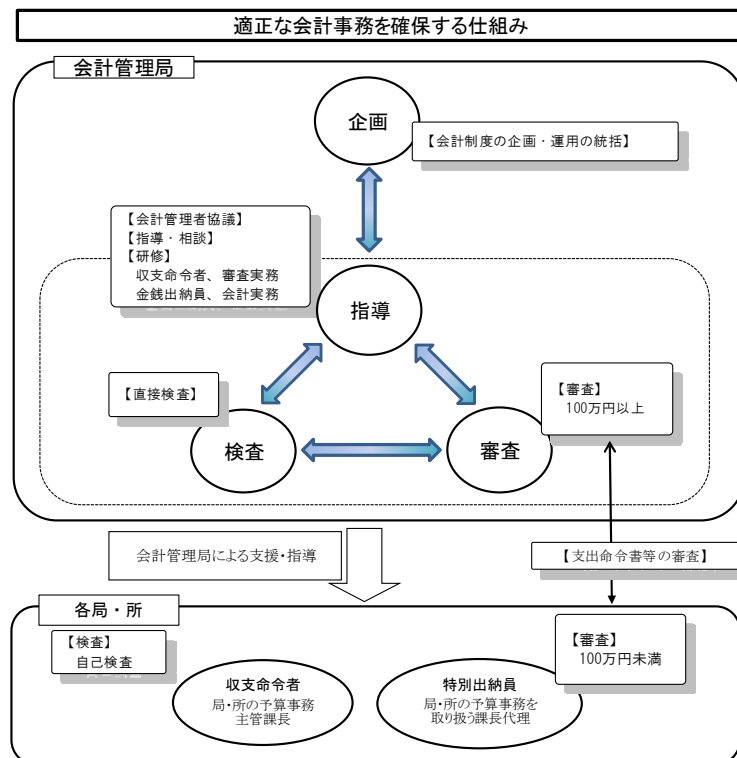
(1) 適正な会計事務の確保

地方公共団体において会計事務は、公金の収入支出、資金管理、決算調製等、組織運営の最も基礎的な業務である。事故を未然に防止し、適正な会計事務を確保することは、住民に対する説明責任を果たす上で極めて重要であり、職員の実務能力の向上や時代の変化を的確に捉えた会計制度の改善を図る不断の努力が必要である。

このため、会計管理局では、各局・所の会計事務が、これまで以上に適正かつ効率的に実施されるよう、企画・指導・検査・審査の各部門が緊密な連携体制の下、適正な会計事務の確保に努めている。

各局・所に対しては、収支命令者や特別出納員を始め各職員が会計事務を適切に行えるよう、「東京都会計事務規則」等に定める会計管理者への協議を受け、相談対応を行うなど支援及び指導を行っている。また、収支命令者研修、審査実務研修、金銭出納員研修及び会計実務研修を中央研修に位置づけ、きめ細かく実施している。そのほか、100万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査が適正に行われているかを直接検査し、これを通じ事務指導を行っている。

会計制度についても、昨今の急速なデジタル化の進展を踏まえ、収入・支出両面におけるキャッシュレス化の推進や、関係各局と連携した契約・支出関連事務のデジタル化の検討等、企画、調査及び改善に向けた取組を行っている。



(2) リスク管理を徹底した公金管理の実施

都の公金の管理については、「東京都公金管理ポリシー」において公金管理の基本方針を定めているほか、この方針に基づいて、毎年度「公金管理計画」を策定し、安全性と流動性を十分に確保した上で、効率的な公金の保管・運用に努めている。

令和4年度公金管理計画(※)のポイント

令和4年度の公金管理に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢の影響等を踏まえ、不透明な社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、迅速かつ的確なリスク対応を行いながら、「東京都公金管理ポリシー」に基づき、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指す。

※令和4年4月13日公表

ア 歳計現金等

日々の支払に備えるための支払準備金は、流動性預金で保管した上で、運用可能資金は、定期性預金を基本として、効率性を確保するため、できる限り長い期間保管する。

イ 基金

各基金の資金状況を勘案して、金融商品及び運用期間を設定する。

金融商品別のポートフォリオ(※)は分散運用を基本とし、金融環境に応じて柔軟に運用する。

基金のポートフォリオは、預金70%、債券30%を想定している。

ウ 準公営企業会計資金

日々の支払に備えるための支払準備金は、普通預金で保管し、運用可能資金は、定期性預金等を基本とし、できる限り長い期間運用する。

※「ポートフォリオ」については、用語解説(P85)参照

(詳細 P37～)

(3) 新公会計制度の推進

都では、平成 18 年度から、全国で初めて従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を導入し、一般会計及びすべての特別会計の財務諸表を作成している。

ア 都の新公会計制度

企業会計原則を基本に策定した「東京都会計基準」に基づき、財務会計システムにより日々仕訳を行い、財務諸表を作成している。作成した財務諸表は、各会計の歳入歳出決算を補完する資料として、議会に提出している。

この制度により、資産や負債といったストック情報や、減価償却費等を含む正確なコスト情報の把握を通じて、自治体経営の視点を確立するとともに、都民に対する一層の説明責任を果たしている。

また、会計基準の継続的な見直しや会計手法について調査・検討を行うため、東京都会計基準委員会を設置している。あわせて、会計処理の正確性を確保するため、各局に対し、新公会計制度に係る指導・検査を実施している。

イ 新公会計制度の活用促進に向けた自治体間連携

新公会計制度の特長を活かした活用に向け、都と同様の方式による新公会計制度を導入した自治体に対しては、導入支援に引き続き、ノウハウの提供などの運用支援を実施している。

一方、総務省が要請する「統一的な基準」(注)を採用する都内自治体に対しては、「意見交換会」等を開催し、各自治体の実情に応じた情報提供・助言を行っている。

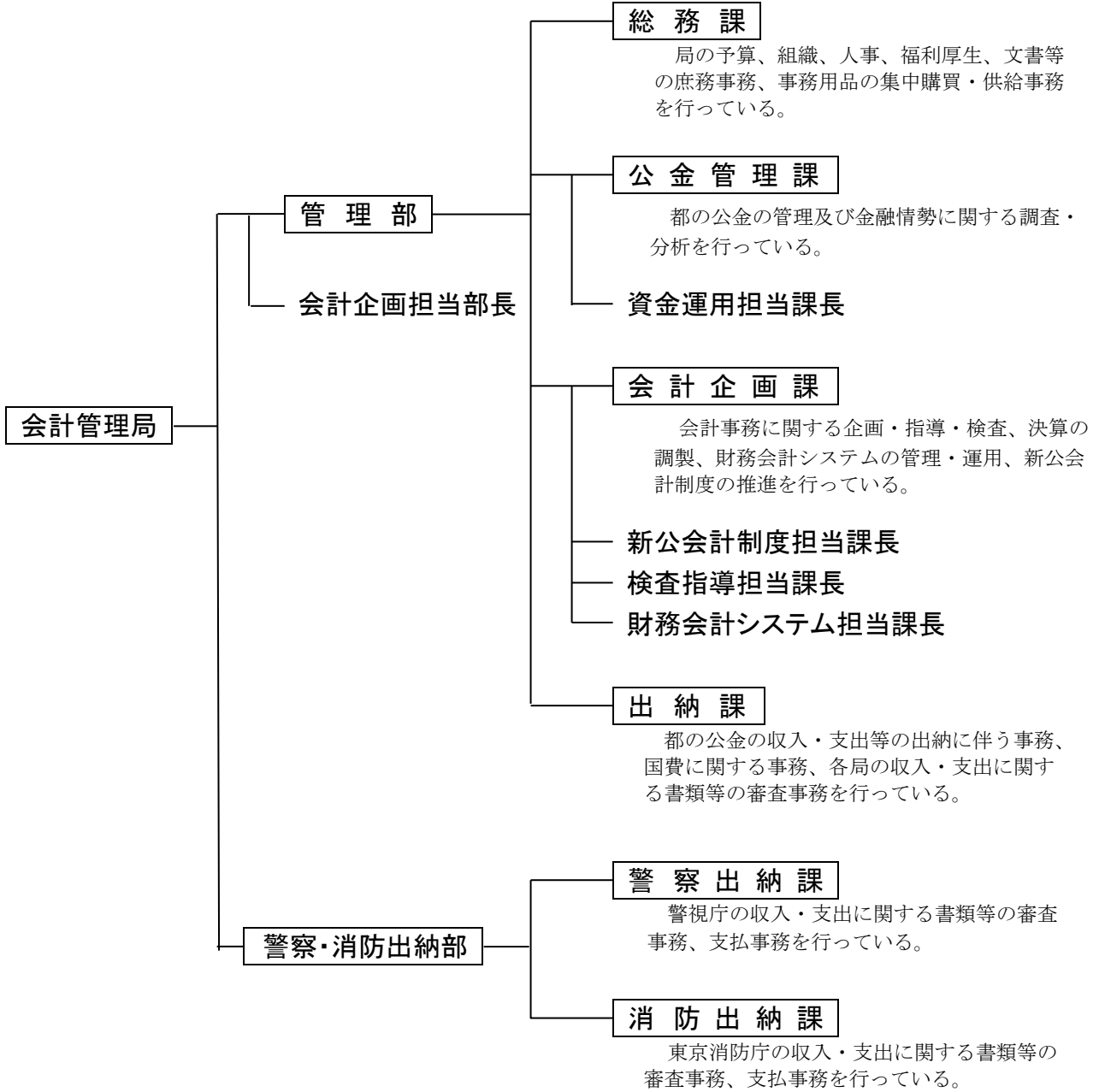
また、全国自治体へ向けては、新公会計制度導入の先行団体で構成する「新公会計制度普及促進連絡会議」を通じ、制度の運用ノウハウや活用事例等の情報発信を行っている。

注 平成 27 年 1 月、国は全国自治体に対し、国の定める「統一的な基準」に基づく財務書類作成を要請。

(詳細 P29)

2 組織と定数

(令和4年8月1日現在)



(定数)

局長級	部長級	課長級	課長代理	主任・主事	計
1	3	10	38	55	107

(1) 主な組織改正の変遷

ア 公金管理体制の確立

ペイオフ解禁を契機として公金管理体制の充実・強化を図るため平成14年3月に策定した「東京都資金管理方針」に基づき、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行う専管組織である公金管理課を平成14年4月に設置した。

イ 出納事務所の廃止

会計事務の公正な処理を確保し、事務処理の簡素・効率化を一層推進することを基本的な視点とした「会計制度・機構改革の基本方針」に基づき、平成14年12月に出納事務所を全廃し、各局・所への審査の一部委任を開始した。

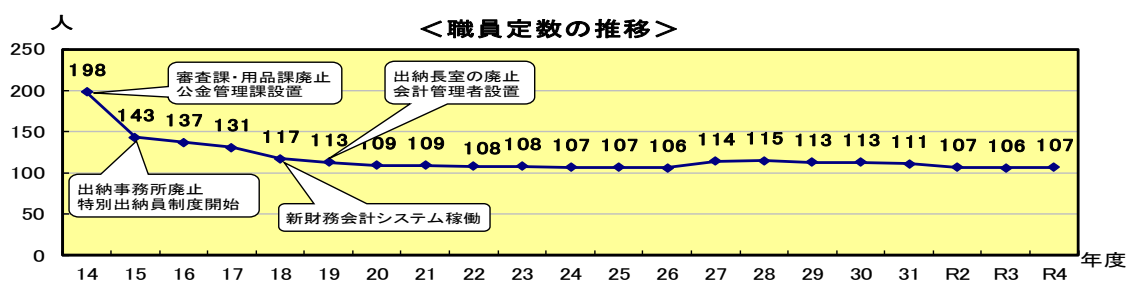
ウ 会計管理局の設置

特別職である出納長を廃止し、普通地方公共団体に一般職である会計管理者を設置することを内容とする改正地方自治法（平成18年6月7日公布、平成19年4月1日施行）に基づき、平成19年4月1日に出納長を廃止し、会計管理者を設置した。

併せて、平成19年度組織改正により、出納長室の廃止及び会計管理局の設置を行い、局の下に、管理部、警察・消防出納部を設置し、2部6課の執行体制とした。

(2) 職員定数の推移

簡素で効率的な組織の構築を目指し、出納事務所の全廃等により大幅なスリム化を図り、その後はコンパクトかつフラットな組織体制を維持している。



3 予算

令和4年度一般会計予算の概要

(単位:千円)

歳	科 目		金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)	
	款 項	目	令和4年度	令和3年度				
入		使 用 料 及 手 数 料	10	10	0	0	0.0	
		手 数 料	10	10	0	0	0.0	
		諸 手 数 料	10	10	0	0	0.0	
		財 産 収 入	305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9	
		財 産 運 用 収 入	305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9	
		利 子 及 配 当 金	305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9	
		諸 収 入	16,274	13,834	2,440	17.6	5.0	
		都 預 金 利 子	7,000	4,000	3,000	75.0	2.2	
		都 預 金 利 子	7,000	4,000	3,000	75.0	2.2	
		雑 入	9,274	9,834	△ 560	△ 5.7	2.9	
		納 付 金	95	95	0	0	0.0	
		雑 入	9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8	
		合 計	322,283	322,763	△ 480	△ 0.1	100	
	出		科 目	金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)
		款 項	目	令和4年度	令和3年度			
		総 務 費	3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5	
		会 計 管 理 費	3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5	
		管 理 費	2,424,000	2,232,000	192,000	8.6	74.1	
		公 金 取 扱 費	494,000	494,000	0	0	15.1	
		積 立 金	305,000	308,000	△ 3,000	△ 1.0	9.3	
		公 債 費	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
		公 債 費	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
		一 時 借 入 金 等 利 子	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	合 計	3,271,000	3,077,000	194,000	6.3	100		

一 般 財 源 充 当 額	2,948,717	2,754,237	194,480	——	——
---------------	-----------	-----------	---------	----	----

注 令和3年度は当初予算を記載している。また、増減率及び構成比中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。さらに、構成比については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計など一致しない場合がある。

(1) 歳入

令和4年度の歳入予算総額は322,283千円である。

その内訳は、情報公開に係る開示手数料である使用料及手数料、基金から生じる利子収入等の財産収入、歳計現金等の預金利子収入及び公金取扱手数料の準公営企業会計負担金等からなる諸収入である。

歳入予算総額のうち、基金から生じる利子収入等の財産収入の割合が94.9%となっており、歳入のうちの大きな割合を占めている。

令和4年度は、前年度と比較して、おおむね横ばいとなっている。

(2) 歳出

令和4年度の歳出予算総額は3,271,000千円であり、その内訳は、総務費（会計管理費）及び公債費であり、前者が98.5%を占めている。

ア 会計管理費

会計管理費は、管理費、公金取扱費及び積立金から構成されている。

このうち管理費は、会計管理局職員の給料、諸手当及び管理事務費（財務会計システムの運用に係る経費、用品制度の運営に係る経費等）等を計上したものである。令和4年度は、前年度と比較して、財務会計システムの更新に係る経費の増等により、189,000千円の増となっている。

積立金は、会計管理局で保管している都市外交人材育成基金外22基金から生じる利子等をそれぞれの基金に積み立てるために計上したものである。令和4年度は、前年度と比較して、財産収入の減少を反映し、3,000千円の減となっている。

イ 公債費

公債費については、支払資金に一時的な不足が生じた場合に、金融機関等から借入れる一時借入金等の利子に要する経費を計上したものである。令和4年度は、前年度と比較し、借入見込額の増及び借入利率の上昇により、5,000千円の増となっている。

以上、令和4年度の歳出予算総額は、前年度と比較して、194,000千円の増（増減率6.3%）となっている。

（令和4年度一般会計予算：資料編第1表P80参照）